

区 民 相 談

市民相談については、中原区役所4階4番窓口
地域振興課にお問い合わせください。

中原区役所では、次の相談を行っています（無料）

希望者が多い場合は、相談を受けられないこともあります（公共交通機関の乱れ等で窓口を開設できない場合もあります）

予約制のものについては、各予約電話番号に電話して下さい（当日でも空きがあれば受付いたします）

相談に係る電話料金等は、相談者負担となります（電話相談の場合、指定番号に電話していただきます）

「弁護士相談」「司法書士相談」「認定司法書士相談」「行政書士相談」「宅地建物相談」の予約は、
「相談予約コールセンター 044-200-0108」で受付けています。

「弁護士交通事故相談」「税理士税務相談」の予約は、
「サンキューコールかわさき 044-200-3939」で受付けています。

※相談予約を取られた後、キャンセルの場合は、多くの方が利用できるよう必ずご連絡をお願いします。

相談名	相談内容	相談員	相談日	相談時間
市民相談 (044-744-3153)	市民の方の日常的な困りごと など相談の総合的な案内	市職員 市民相談員	月～金	8時30分～17時
弁護士相談（予約制） (044-200-0108)	不動産、金銭トラブル、損害 賠償、相続、親族、契約、債 務整理などの問題	弁護士	火	9時30分～11時30分（25分以内）
弁護士交通事故相談（予約制） (044-200-3939)	交通事故の被害者等への法律 上の指導・助言	弁護士	第3火	13時～16時（25分以内）
認定司法書士相談（予約制） (044-200-0108)	司法書士相談に加え民事に関 する紛争（ただし、140万円 以下のものに限る。）に関す ることなど	認定司法書士	第1木	13時～16時（25分以内）
司法書士相談（予約制） (044-200-0108)	相続、遺言、成年後見、不動 産登記と手続などの相談、そ の他くらしのトラブルに関す るアドバイス	司法書士	第3木	13時～16時（25分以内）
行政書士の相続、遺言、成年 後見相談（予約制） (044-200-0108)	遺産分割協議書、遺言書、任 意後見契約書ほか法的権利・ 義務の書類の書き方	行政書士	第2火	13時～16時（25分以内）
人権相談 (044-744-3153)	日常における人権に関する問 題など	人権擁護委員	第2木	13時～16時
行政相談 (044-744-3153)	国の行政機関等の業務に対す る意見、要望など	行政相談委員	第2木	13時～16時
ろうあ者相談・難聴者相談 (問い合わせ先) 川崎市聴覚障害者情報文化センター 044-798-8800	聴覚障害者の家庭生活または 社会生活における各種相談	専門相談員	木	9時～12時
宅地建物相談（予約制） (044-200-0108)	宅地建物の売買や契約など	宅地建物取引士	第2火	13時～16時（25分以内）
住宅相談 (問い合わせ先) 川崎市住宅相談運営委員会 044-233-3947	家の新築、増・改築、修理 など	専門相談員	第3火	9時～12時
社会保険労務士による労働相談 (予約制) (0120-110-225)	働く人の労働条件、会社での 困りごと	社会保険労務士	月・水	9時～12時 13時～16時
市税に関する一般的な相談 (問い合わせ先) こすぎ市税分室 044-744-3222	市税の種類や基本的な仕組み 問合せ窓口の案内など	主に市税に関す る部署に携わっ た経験のある市 職員	月・ 水・金	こすぎ市税分室窓口カウンター 10時～12時 13時～16時
税理士税務相談（予約制） (044-200-3939)	税金の計算方法、申告内容や 手続きなど	税理士	第4木	13時～16時（25分以内） ※予約受付は希望日2ヶ月前の月 の初日から

電話・対面相談を実施(弁護士相談・宅地建物相談・行政書士相談・社会保険労務士による労働相談はオンライン相談も可)

○他の区役所でも相談は可能です。

詳しくは、URLから相談窓口のページをご覧ください。 <https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000076319.html>

○県川崎県民センターでも、県民相談を行っています。

詳しくは、神奈川県ホームページで、川崎県民センター 県民の声・相談室（相談窓口）のページをご覧ください。